

## 第7章 知的障害者の安全意識に関する検討

### 第1節 調査の趣旨及び調査の対象者

#### 1. 調査の趣旨

第5章では知的障害者の労働安全教育として必要と考えられる事項について述べた。知的障害者に対して同項目について安全教育を実施するとしても、当然知的障害という障害を考慮した指導方法または指導上の視点が必要であると考えられる。知的障害者に安全指導を行う際に、どのような点に留意すべきであるかは第3章の事業所等に対するヒアリング調査等の結果からもある程度は推測が可能だが、個別の指導項目に関する留意事項等に関しては別途資料を入手する必要がある。

そこで、第5章で取り上げた安全指導項目の一部に関して、基本的に知的障害者個々の安全意識等の状況がどのようになっているのかを実験を通じて確かめることとした。具体的には、①安全標識、②一般的な不安全な状態、③作業時の服装、に関する知的障害者の意識について調査を行った。

#### 2. 調査の対象者

職業センターにおいて職業準備訓練を受講している知的障害者（以下「訓練生」という）13名（男性11名、女性2名）に対して行った。訓練生の年齢は17歳から24歳までで、平均年齢は19.4歳であった。また障害程度は、IQや手帳の等級等から判断して、軽度の者が7名、中度の者が6名であった。職業センター利用までに職歴がある者は5名で、在職期間が1年未満の者が2名、1年以上2年未満が2名、5年程度の者が1名となっている。

訓練生の結果と比較するために、一般大学生（以下「大学生」という）13名（男性12名 女性1名）に対しても同じ調査を行い、「一般的な不安全状態（第3節）」及び「作業時の服装（第4節）」に関して知的障害者のデータと比較を行った。大学生の年齢は21歳から23歳までで平均年齢は21.9歳であった。

#### 3. 実施時期及び実施場所

知的障害者に対しては平成10年6月に、一般大学生に対しては平成10年7月に実施した。

## 第2節 安全標識類の理解

### 1. 調査の概要

#### (1) 目的

ここでの調査の主目的は安全標識を見たときに、知的障害者がこれをどのように理解するかを調べることである。そのため、安全標識を実際に訓練生に提示し、それに対して「(この標識を見たときに) どのように行動するか」について答えさせるという方法を採用した。また、補足的な資料として、同時に安全標識の中に書かれている文字の読み、及び文字の意味がどの程度理解されているのかについても調べることにした。



図7-1 「立入禁止」



図7-2 「通行禁止」

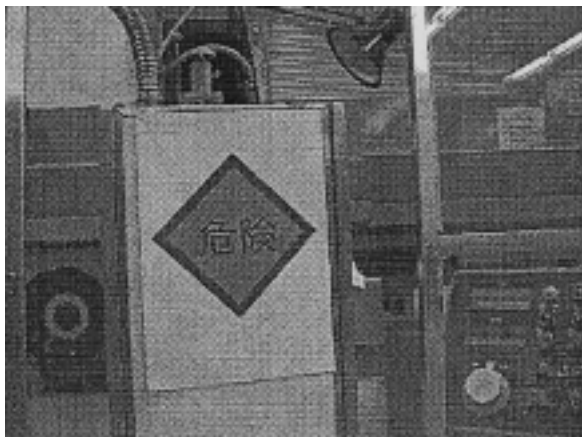


図7-3 「危険」

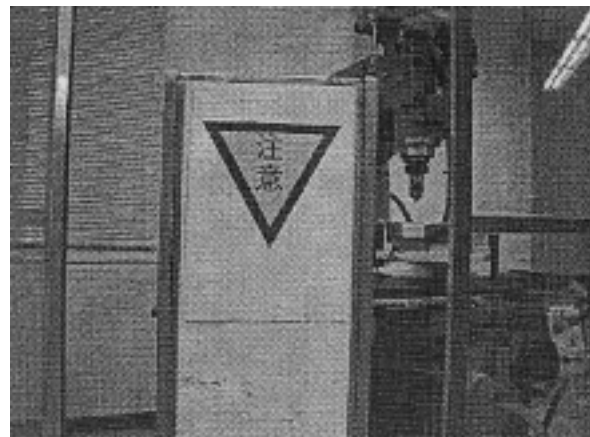


図7-4 「注意」



図7-5 「火気厳禁」



図7-6 「禁煙」

## (2) 方法

### ア. 材料・用具

JIS規格で定められている9種類の中から、比較的多く使用され、また一般的と考えられるものについて調査する。この場合、放射線標識や救護標識などはやや特殊なものと考えられ、より一般性があり、使用される頻度が高いと考えられるものを材料として選択する。

安全標識の中で一般的なものとして、「危険標識」「禁止標識」「注意標識」の3種類が考えられる。そしてこれらの3種類の標識のバリエーションとして、以下の計6枚の標識について調査を行うこととした。

- ①禁止標識（「立入禁止」「通行禁止」）
- ②危険標識（「危険」）
- ③注意標識（「注意」）
- ④防火標識（「火気厳禁」「禁煙」）

標識は全て、A4版大で作成した（色や形状等はJIS規格に準拠した）。作成した標識をドアや工作機械の近くなど標識の意味から見て、掲示場所として適切と思われるところに張り付け、画像を作成した（OHPフィルムを作成）。作成した画像は図7-1から図7-6に示す。

### イ. 手続き

各被験者に対して個別に以下の手続きで行った。

#### <質問1>

- ① 図7-1から7-6までの各安全標識を1枚ずつOHPで映写して被験者に見せ、「これを見たときあなたはどのようなと思いますか」と質問する。

- ② 具体的な行動に関する答えがあった場合はその内容を記録し、質問2に移る。
- ③ 「危ない・・・」などの標識の意味を述べたものや断片的な内容を述べた場合は、再度「それではあなたはどのように思いますか」「もう少し詳しく話して下さい」などの質問をする。回答があった場合は記録し、難しいと思われる場合は質問2に移る。
- ④ 回答が無い場合で、難しいと思われる時は質問2に移る。

<質問2>

標識に書かれている文字が読めるかどうか、その意味が理解されているかどうかを質問し、記録する。

ウ. 結果の処理

①安全標識の理解について

各標識毎に、質問1に関して、具体的な行動に関係する内容の回答をした者の数を数える。

②文字の理解について

各標識毎に、質問2で得られた回答内容の中から、読み方が正しいもの、意味の理解が正しいものを集計する。

なお、質問1（行動）と質問2（文字の意味）についての正答の基準は、表7-1に示す通りである。

表7-1 各質問事項についての正答の基準

標 識	質問1（行動）	質問2（文字の意味）
立 入 禁 止	「ここから先は入らないようにする」という意味が述べられている	「中に入ったらいけない」という意味が述べられている
通 行 禁 止	「ここ（から先）は歩かないようにする」という意味が述べられている	「この中（ここから先は）歩いてはいけない」という意味が述べられている
危 険	「近寄らない」「触らないようにする」という意味が述べられている	「あぶない」「さわるとけがをすることもかもしれない」などの意味が語られている
注 意	「触らないようにする」「気をつける」「気をつけて通る」など、危険性を意識している様子が述べられている	「気をつける」という意味のことが語られている
火 気 厳 禁	「この場所で火を燃やさないようにする」という意味のことが述べられている	「火を燃やしたらいけない」「火を近づけない」という意味のことが述べられている
禁 煙	「この場所で煙草を吸わないようにする」という意味が述べられている	「喫煙を禁止する」という意味のことが述べられている

## 2. 調査結果

### (1) 標識の理解について

質問1、質問2のそれぞれについて、正しい内容の回答をした訓練生の人数を求めた（表7-2）。

表7-2 正しい内容の回答をした訓練生の人数

安全標識	標識の理解（人）	文字の読み（人）	文字の意味（人）
立入禁止	13	12	12
通行禁止	13	12	11
危険	12	13	10
注意	12	13	3
火気厳禁	6	7	4
禁煙	11	11	12

表7-2より、標識の理解については「立入禁止」「通行禁止」「危険」「注意」及び「禁煙」の標識に関して10名以上の被験者が正しく答えている。ただし、「火気厳禁」の標識に関して正しく回答出来たのは13名中6名にとどまっていることが分かる。

ところで、質問1に対して「わからない」又は無回答以外の誤答の内容（適切でない対応の仕方としての理解）については表7-3に示す。

表7-3 質問1に対する誤答内容

安全標識	誤答内容
危険	機械を出しっぱなしにしないようにする
火気厳禁	<ul style="list-style-type: none"><li>・スプレーなどを使うと火事になるから使わない</li><li>・火がつき易い物を持っていかない、そこに置かないようにする</li><li>・マッチなどを置かないようにして作業する</li><li>・危ないので触らない</li></ul>
禁煙	灰皿を近くに置く

### (2) 文字の読み及び意味の理解について

表7-2から、文字の読みについては、「火気厳禁」について正答数が少なく、それ以外は10名以上の被験者が正しく回答していることがわかる。また、文字の意味の理解については、「注意」

の正答数が3と最も少なく、次いで「火気厳禁」が4と少なくなっている。それ以外は10名以上の正答数となっている。文字の読みと意味の関係から分かることとして、特に「注意」に関しては全員が正しく読むことが出来るのに、言葉の意味として改めて問われると13名のうちの3名しか正しく答えられなかったということであり、文字の読みと意味の理解とは必ずしも対応していないことが分かる。

### 3. 考 察

安全標識に対する対応の仕方としては、今回調査した「禁止」「危険」「注意」などの単純な内容のものについては、全体としては概ね正しく理解されている者が多いと言える。安全標識に関しては養護学校に対するヒアリング調査の結果（第3章）にもあったように、授業の中でも取り入れられており、そのような教育の成果にもよっているのではないかと考えられる。

次に以上の結果をさらに検討してみると、以下のことが言える。まず、「火気厳禁」については標識の意味を正しく理解出来た者が被験者の半分程度であり人数として少ない。「危険」や「立入禁止」などの標識に比べれば、もともと「火気厳禁」の標識は使う場所が比較的限定されるものでもあることから、生活の中で触れることが少なかったと考えることも出来る。また、「火気厳禁」の標識については、表17に示すように、正しくない対応として理解している者も見られる。内容としては、燃えるものをそこに置かない、といった意味の取り違えによるものが3件見られるなど、このような理解の仕方だと、場合によっては危険な行動につながる可能性も考えられ、きちんとした意味を指導する必要性が感じられる。

次に、標識の理解と文字の読み、及び文字の意味の理解の関係についてである。文字を含めた標識全体の理解ということを中心に考えた場合、表7-2から明らかに言えることとしては、文字の読みや文字の意味の理解と標識全体の理解とは必ずしも対応しないということである。例えば、「危険」については、文字の読みは13名全員が正解しているのに実際の行動の仕方としては正しくない回答が1件ある。また、「注意」に関しては、文字の意味の正答は3件のみであるが、実際の行動の仕方としては12名が正答となっている。このようなことから、必ずしも「危険」等の文字の意味が分かっているからといって正しい行動に結びつくとは言い切れず、また逆に言葉の意味が正しく答えられなくても標識全体としての意味は理解が可能であることを示していると言える。

安全標識に関して指導を行う場合には、基本的には標識全体としてどのように理解されているかということが大切であると考えられるが、実際の標識類では絵柄と文字が組み合わされている物も多い（中央労働災害防止協会, 1998b）ことから理想的には、文字の読み、及び文字の意味についてもしっかり理解させることが望ましいと考えられる。そして、特にこの場合、文字が読めるから標識の理解も問題がないとは必ずしも言えないということに留意する必要があるだろう。この他、訓練等の対象者によっては標識の意味を間違えて（場合によっては危険を伴うような形で）理解している場合もあると言える。